

(別紙)

三重県本庁舎広告付き案内板設置・運営(広告取扱)業務に係る
企画提案書の作成要領

1 様式等

- (1) 企画提案書は、本様式を参考に作成すること。本様式を使用せずに提案することも可能だが、その場合でも本様式に示す全ての項目について、漏れなく記入すること。本様式に示す項目のうち、どれか一つでも漏れがあった場合は、最優秀提案者の選定対象から除外することがあるため、注意すること。
- (2) 用紙の規格はA4版又はA3版を原則とし、異なる規格が混在する場合は折り込みを行うこと。
- (3) 必要に応じて、写真、イラスト等により文章を補完すること。
- (4) 様式に書ききれない場合は、適宜枚数を増やしても良い。

2 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 「1 企画提案者概要」
様式に沿って各項目を記入すること。
- (2) 「2 総括責任者及び業務担当者」
総括責任者及び業務担当者は、広告付き案内板を設置することとなった場合に確実に担当できる担当者の氏名、役職、経験年数を記入すること。
- (3) 「3 広告付き案内板の設置・運営に関する実績」
過去3箇年に他の地方公共団体において同様の業務に従事した実績数と主な地方公共団体名を記載すること。
- (4) 「4 広告付き案内板の内容」
下記～について具体的に記入すること。
 - 「(1) 設置場所」
 - ・設置場所がわかるように図示したものを添付すること。
 - 「(2) 仕様・規格・コンテンツ」
 - ・広告付き案内板の寸法(高さ・幅・奥行)を示すこと。
 - ・全体のレイアウトと各部分の形状・内容が詳しくわかるように図示したものを添付すること。
 - ・県内情報枠及び広告枠の枠数・サイズや、表示面のうち県内情報枠、広告枠がそれぞれ占める面積と表示面全体の面積について示すこと。
 - ・県内情報として考える内容について示すこと。
 - ・配線の状況について、庁内の景観や安全を損なわない方法となっているか示すこと。
 - ・設備の構造、寸法、材質、固定方法等をわかりやすく図示すること。

ユニバーサルデザインに配慮した点

 - ・文字サイズや色等ユニバーサルデザインに配慮した点について具体的に示すこと。

すこと。

- ・ユニバーサルデザインについては、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン（詳細版）」（三重県作成）をふまえること。

（参考 URL：<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20762012410.htm>）

（5）「5 設置計画」

下記 ～ について具体的に記入すること。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、委託（予定）先及び内容等を具体的に記入すること。

「（1）安全面への配慮」

- ・広告付き案内板本体の安全面への配慮事項について示すこと。
- ・特に地震などの際の広告付き案内板の転倒や落下に対する対策について示すこと。

「（2）維持管理体制」

- ・広告付き案内板の維持管理体制について示すこと。
- ・特にメンテナンス、故障時の対応などについて示すこと。

「（3）緊急時の対応」

- ・広告付き案内板の発火など、個々のケースごとの緊急時の対応策についてそれぞれ具体的に示すこと。

（6）「6 運営（広告取扱）計画」

下記 ～ について具体的に記入すること。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、委託（予定）先及び内容等を具体的に記入すること。

「（1）広告主の募集」

- ・広告主の募集計画について示すこと。
- ・広告主の募集方法・募集範囲など、募集に係るノウハウ・実績等について示すこと。

「（2）広告原稿の確認・校正その他広告主との調整」

- ・広告原稿の確認・校正その他広告主との調整について、どのような仕組み・体制で行うか示すこと。
- ・広告原稿の確認・校正その他広告主との調整に係るノウハウ・実績等について示すこと。

「（3）県内情報の更新」

- ・県内情報の更新の考え方について示すこと。
- ・広告付き案内板に表示する県内情報の更新を行う回数（例：年1回程度）と更新の方法について示すこと。

（7）「7 貸付料」

- ・提案価格は、5年分の総額とし、税抜で記入すること。

提案価格（税抜）を5で割った額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額をもって年額貸付料とする。ただし、貸付期間中に消費税及び地方消費税率が改定されることが確定した場合は、県は変動後の税率に基づき貸付料に係る変更契約を結び、貸付料の差額を請求するものとする。